

小国町告示第91号

小国町求職活動等におけるハラスメント防止要綱を次のように定める。

令和8年10月1日

小国町長 仁科 洋一



小国町求職活動等におけるハラスメント防止要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小国町（以下「町」という。）が実施する採用活動における面談、相談、面接及び求職者等への就職支援等（以下「面談等」という。）に関し、適正かつ円滑な採用活動の実施を図るとともに、求職者等が安心して活動できる環境の確保、個人情報の保護及び求職活動等におけるハラスメントの防止に資することを目的に、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 求職者等 町の職員募集に応募する者、就職説明会、インターンシップその他採用に資する活動に参加する者及び教育実習その他の実習を受ける者をいう。
- (2) 求職活動等 前号に規定する者が行う職業の選択に資する一切の活動（オンラインを介して行われるものを含む。）をいう。

(面談等の日時及び場所の指定)

第3条 面談等の実施日時は、原則として町が定める勤務時間内とする。ただし、採用試験その他業務上必要がある場合は、この限りでない。

- 2 面談等を行う場所は、町役場本庁舎及び各出先機関等のうち町が管理する施設内の適正な執務室、相談室等又は町以外の者が主催する説明会等の会場その他所属長が適当と認める場所に限るものとする。

(オンライン面談等の実施)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、WEB 会議システム等を利用したオンラインによる面談等（以下「オンライン面談等」という。）を行うことができる。

- 2 職員がオンライン面談等を行う場所は、前条第2項に規定する場所に限るものとし、町が指定、管理又は許可した通信環境及び端末を使用しなければならない。

(通信手段及びSNS等の利用指定)

第5条 求職者等との連絡、調整及びオンライン面談等において使用できる電子通信手

段は、次に掲げるものに限定する。

- (1) 町が公用として用いる電話及び電子メール
- (2) 町が指定するWEB会議システム
- (3) 町が公用として認めた公式SNSアカウント

2 職員は、自身の個人所有のパソコン及びスマートフォン、個人アカウントのSNSを求職活動等の連絡及び私的な交流に一切使用してはならない。

(求職者等に対するハラスメント等の禁止)

第6条 職員は、求職活動等の実施にあたり、次に掲げる求職者等に対するハラスメント及び不適切な行為をしてはならない。

- (1) セクシュアル・ハラスメント

他の者(直接的な被害者に限らず、当該行為等により求職活動等の環境を害された全ての者を含む。)を不快にさせる性的な言動。具体的には、次に掲げる行為等を含む。

ア 結婚や出産の予定、交際相手の有無などの性的な事実関係を尋ねる行為又は性的な内容の情報を意図的に流布する行為

イ 性的な関係を強要する行為又は必要なく求職者等の身体に触る行為

ウ 職務の範囲を超えた私的な連絡を誘引する行為

- (2) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント

妊娠、出産、育児若しくは介護(これらに類する状態を含む。)に関する求職者等の求職活動等の環境を害するような行為又はこれらに関する制度若しくは措置の利用を理由に不利益を示唆するような行為

- (3) パワー・ハラスメント

採用・選考上の権限や地位等の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的な苦痛を与え又は求職活動等の環境を悪化させる行為

- (4) その他

ア 採用の可否や選考基準に関して、確定していない不正確な情報を伝える行為又は業務に関係のない要求や理不尽な義務を課す行為

イ その他公務員としての信用を失墜させ又は求職者等に精神的苦痛を与える一切の行為

(個人情報の保護及び秘密保持)

第7条 職員は、面談等を通じて知り得た求職者等の個人情報及び秘密(性的指向やジェンダーアイデンティティ等の機微な情報を含む)を、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に基づき、厳重に管理しなければならない。

(相談窓口の設置)

第8条 町は、職員による求職者等への不適切な行為や求職者等に対するハラスメントに関する相談及び通報を受け付けるため、相談窓口を職員の人事を所管する部署に設

置し、これを職員及び求職者等に周知する。

(相談等の処理)

第9条 町は、相談又は通報があった場合、速やかに事実関係を確認し、被害者への配慮、行為者への厳正な対処及び再発防止に向けた適切な措置を講じるものとする。

2 町は、相談者等のプライバシーを厳重に保護し、相談又は通報を行ったことを理由として、不採用その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(求職者等に対するカスタマーハラスメント等への対応)

第10条 町は、求職活動等において求職者等が顧客、来庁者その他第三者からカスタマーハラスメントその他これに類する行為を受けた旨の相談があった場合は、その内容に応じて必要な事実確認を行い、適切な対応に努めるものとする。

(関係者との連携)

第11条 町は、求職者等の関係者から求職者等ハラスメントに係る相談に関する情報提供があった場合は、当該関係者と連携し、適切な対応を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、求職者等への就職支援及び採用活動における面談等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。